

協会けんぽに加入している 日本郵政グループ社員の皆さまへ



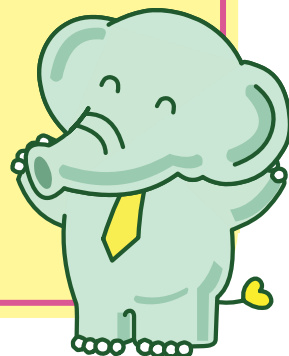
ゆうせい共済特別号

Vol. 4

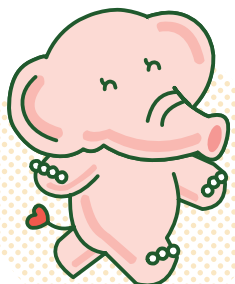
2022年6月30日
発行

大切なお知らせ

日本郵政共済組合では
組合員と被扶養者の皆さまを
様々な制度で
サポートします!



日本郵政共済組合では皆さまからの掛金等をもとに、医療費等の給付（短期給付事業）や
検診費等の助成（福祉事業）を行っています。今月も掛金、医療費等の給付、被扶養者証
の発行方法など、大切なお知らせを掲載していますので、この冊子を必ずお読みください。



被扶養者の皆さまが共済組合のサポートを受けるには、被扶養者証の発行が必要になります。
発行方法について本誌P4～P7の「組合員証・被扶養者証等の概要」に掲載していますので、扶養するご家族がいらっしゃる方は必ずご確認ください。

これまでに発行・掲載した
ゆうせい共済特別号の
バックナンバーはこちら!



今回の内容は…

- 共済掛金制度の概要
- 組合員証・被扶養者証等の概要
- 傷病手当金等各種給付金の紹介
- 電子申請ご利用のお願い

日本郵政共済組合

中面をチェック!



共済掛金制度の概要

1 掛金とは？

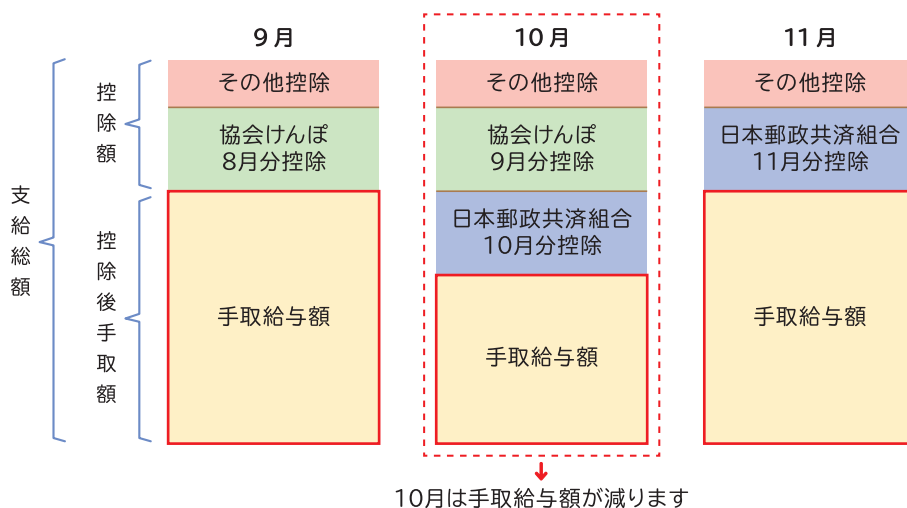
協会けんぽで徴収されていた「健康保険料」は、日本郵政共済組合では「**掛金**」として徴収されます。掛金は、組合員一人ひとりの「**標準報酬月額**」によって金額が異なり、毎月の給料やボーナスから控除されます。

標準報酬月額とは、日本郵政共済組合の掛金や給付金の支給額、厚生年金保険料の基礎となるもので、毎月の給与明細で通知されます。

2 掛金はいつ納めるの？

協会けんぽでは加入対象月の翌月に健康保険料が控除されていましたが、日本郵政共済組合では、当月に掛金が控除されます。そのため2022年10月は、9月分の協会けんぽの健康保険料と、10月分の日本郵政共済組合の掛金が徴収されることとなりますので、ご了承ください。

日本郵政共済組合加入月及び前後月の給与精算イメージ



3 掛金は何に使われているの？

皆さまに納めていただいた掛金は、主に以下の2つを支える大切な財源となっております。

「医療費等の給付」

皆さまが組合員証等を使用して病院にかかったとき、本人負担分（2割～3割）以外の、残りの8割～7割を組合員全員の掛金で負担しています。

「検診費等の助成」

健康で働き続けるための予防医療（人間ドックやがん検診の助成）の取り組みや職場サークルへのレクリエーション助成を組合員全員の掛金で負担しています。



傷病手当金等各種給付金の紹介

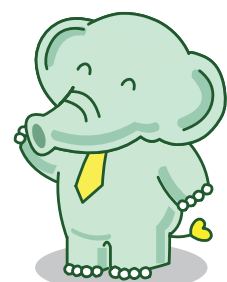
日本郵政共済組合に加入すると、もしもの場合に給付金によるサポートを受けることができます。病院等の医療機関で組合員証等を提示し、2割～3割の負担金で、診察・処置・投薬が受けられる（療養の給付）ほか、主に次のような給付金があります。

病気やけがをしたとき		給付額										
高額療養費	保険適用となる診療又は調剤について、窓口での負担額が一定の上限（自己負担限度額）を超えた場合に、原則自動送金されるものです。（※） 併せて以下の附加給付についても原則自動送金されます。（※） ● 一部負担金払戻金（組合員の診療） ● 家族療養費附加金（被扶養者の診療） ● 家族訪問看護療養費附加金（被扶養者の訪問看護診療） （※）請求が必要な場合 ・ 地方自治体による医療費助成を受けている場合 ・ 医療機関から「院外処方箋」で調剤を受けた場合	一般的に次の算定基準額を超えた額が支給されます。 ● 療養を受けた方が 70 歳未満の場合 <table><tr><th>標準報酬月額</th><th>月単位の算定基準額（世帯ごと）</th></tr><tr><td>83 万円以上</td><td>252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%</td></tr><tr><td>53 万～79 万円</td><td>167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%</td></tr><tr><td>28 万～50 万円</td><td>80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%</td></tr><tr><td>26 万円以下</td><td>57,600 円</td></tr></table>	標準報酬月額	月単位の算定基準額（世帯ごと）	83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	53 万～79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	28 万～50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	26 万円以下	57,600 円
標準報酬月額	月単位の算定基準額（世帯ごと）											
83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%											
53 万～79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%											
28 万～50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%											
26 万円以下	57,600 円											
療養費・ 家族療養費	医師の指示により購入した治療用装具の費用や、組合員証等を携帯せず医療機関等を受診した費用（保険診療対象のもの）の支給申請ができるものです。	【治療用装具の費用】 治療用装具により定められた基準で算定された額 【組合員証等を携帯せず医療機関等を受診】 診療にかかった費用（本人負担分以外）										
会社を休まなければならなくなったとき		給付額										
傷病手当金	組合員が業務によらない病気やけがで療養のため勤務ができず、給与の全額、または一部が支給されない場合に、支給申請ができるものです。	1 日につき、標準報酬の日額の 2/3										
災害にあったとき		給付額										
災害見舞金	組合員や被扶養者が水害、地震、火事等の非常災害により、住宅又は家財に損害を受けた場合に、支給申請ができるものです。	損害の程度により標準報酬の月額額の 0.5 か月～3 か月分										
子どもが生まれたとき		給付額										
出産費・ 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産した場合に、出産費の支給申請ができるものです。 併せて以下の附加給付についても支給申請が可能となります。 ● 出産費附加金	一児につき次の額が支給されます。 <table><tr><th>産科医療保障制度への加入</th><th>出産費（家族出産費）</th><th>出産費附加金</th></tr><tr><td>加入あり</td><td>420,000 円</td><td>40,000 円</td></tr><tr><td>加入なし</td><td>408,000 円</td><td>40,000 円</td></tr></table>	産科医療保障制度への加入	出産費（家族出産費）	出産費附加金	加入あり	420,000 円	40,000 円	加入なし	408,000 円	40,000 円	
産科医療保障制度への加入	出産費（家族出産費）	出産費附加金										
加入あり	420,000 円	40,000 円										
加入なし	408,000 円	40,000 円										
死亡したとき		給付額										
埋葬料・ 家族埋葬料	組合員が業務外の理由で死亡した場合に、被扶養者が埋葬料の支給申請ができるものです。被扶養者がいないときは埋葬を行った方が埋葬料の支給申請ができます。 被扶養者が死亡した場合は、組合員は家族埋葬料の支給申請ができます。	埋葬料：①被扶養者が請求…50,000 円 ②被扶養者以外が請求…50,000 円 の範囲内で埋葬に要した費用の額 家族埋葬料：50,000 円										

各給付金については、ホームページからも確認できます。

[TOPページ](#) ▶ [給付・医療費からさがす](#)

また7月11日にホームページ掲載予定の特別号Vol.5でも給付金について詳しくお知らせします！





組合員証・被扶養者証等の概要

これまで協会けんぽで利用していた「健康保険証」は、日本郵政共済組合では、「組合員証」や「被扶養者証」になります。その他にも「限度額適用認定証」等の「証」があり、本誌ではそれらの発行方法のお知らせについても掲載しています。

また、被扶養者証の発行に関する大切なお知らせについても掲載しています。

● 組合員証（組合員本人の健康保険証）

Point!

扶養するご家族がいる方、いない方に関係なく、組合員ご本人の組合員証は手続き不要で必ず発行されます！ 10月20日頃に皆さまのお勤め先へ到着予定です。

● 被扶養者証（扶養するご家族の健康保険証）

Point!

被扶養者証の発行は、協会けんぽに登録のある氏名や生年月日等の被扶養者データを共済組合へ提供することに同意いただくことで、原則手続き不要で発行されます。10月20日頃に皆さまのお勤め先へ到着予定です。（同意しない場合は、別途手続きが必要になり、手元に到着するまでに相当な日数を要します。）



扶養するご家族がいる方は、P5を必ずご確認ください！

10月1日以降に組合員証、被扶養者証が交付されるまでの間
医療機関等を受診する方へ

「資格証明書」が電子申請にて即時発行できます！

「資格証明書」とは組合員証や被扶養者証が交付されるまでの間、医療機関等で受診する必要がある場合に組合員証等の代わりに使用できる書類です。

10月3日9時30分以降、電子申請にて即時発行が可能です。詳細はP8をご確認の上、利用登録をお願いします。

協会けんぽの限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証
及び特定疾病療養受療証をお持ちの方

事前に共済組合へ申請することができます！
～ 9月から申請を開始します ～

申請方法

8月1日にホームページへ掲載予定の特別号Vol.6で詳しくお知らせします。

申請期間

2022年9月1日(木)～2022年10月17日(月)〈消印有効〉

要確認!



急いで限度額適用認定証等を必要とする方は、9月末までに事前申請することで10月20日以降、順次発行することができます。

チャートで
確認！

被扶養者証を発行するための手続き方法

2022年10月1日に非常に多くの協会けんぽの被扶養者の方が、日本郵政共済組合への加入対象となります。

このため、被扶養者証の発行が円滑にできるよう、協会けんぽに登録のある被扶養者の方のデータを共済組合に提供いただくことにより、被扶養者証は原則手続き不要で発行されます。ただし、以下のとおり手続きが必要となる場合があります。

協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に同意しますか

同意する

手続きは不要

手続き不要で被扶養者証が
発行されます。

■ 10月20日頃に皆さまのお勤め先へ到着する
予定です。

同意しない

手続きが必要

1 同意しない旨の意思表示をして
いただきます。

ホームページ上で、同意しない旨の意思表示をしてい
ただく申請フォームを用意しています（申出期間：2022
年7月1日（金）～2022年8月1日（月））。

2 [認定用] 被扶養者申告書
及び認定に必要な確認書類等
の提出が必要です。
提出しないと被扶養者証が
発行されません。

この手続きの詳細は8月1日にホームページへ掲載予定
の特別号Vol.6で詳しくお知らせします。

■ 同意いただけなかった場合は、共済組合の審査
終了後に被扶養者証を発行することになります
ので、手元に到着するまで相当な日数を要します。

⚠ 9月1日～30日の間に
協会けんぽの被保険者になられる方
データの同意・不同意については不要となり
ますが、被扶養者証発行申請書の提出は必要
となります。

■ 「被扶養者証発行申請書」については8月1日に
ホームページへ掲載予定の特別号Vol.6で詳し
くお知らせします。

⚠ ご注意ください

協会けんぽと共済組合では被扶養者の認定条件が異なります！

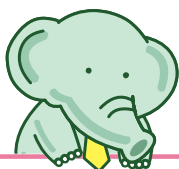
協会けんぽで被扶養者であった場合でも、共済組合では被扶養者とならない場合があります。

（特別号Vol.3（5月2日ホームページへ掲載）P3「日本郵政共済組合の被扶養者の要件」を参照ください。）

要確認！



協会けんぽから共済組合へ被扶養者データの提供に同意いただいた方及び9月1日～30日の間に協会けんぽの被扶養者になられる方は、2022年度内に改めて被扶養者の要件を満たしているかの確認をさせていただきます。ここでの確認で認定条件を満たしていなかったと判明した場合、被扶養者証を返納の上、被扶養者証を使用して医療機関等を受診された際には、医療費の返還をお願いすることとなります。あらかじめ、認定条件に合致しないと判明した場合には、被扶養者証の発行停止申請をお願いいたします。詳細はP7をご確認ください。



P5の被扶養者データの提供に係る同意については、
ホームページに以下のような案内が掲載されますので
ご確認ください！

日本郵政グループ会社にお勤めで 協会けんぽの保険証をお持ちのみなさまへ

本年4月以降、日本郵政共済組合（以下「当組合」という。）から協会けんぽに加入しているみなさまに対して、本年10月1日から当組合へ加入となる旨、「ゆうせい共済特別号」等を通じてお知らせをしているところです。

（当組合HP：<https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/index.html>）

この健康保険の変更に伴い、社員ご本人様だけでなく被扶養者となっているご家族においても、協会けんぽから当組合へ加入していただくこととなります。

通常、当組合の被扶養者となるためには、あらかじめ被扶養者異動届や所得に関する証明等の関係書類を提出いただき、当組合において審査の上、認定・保険証発行となりますが、今回、約20万人の移行に当たって迅速かつ的確に保険証を発行するため、協会けんぽの認定情報をもって、当組合の被扶養者に自動的になる手続（以下「みなし認定」という。）をとることとなりました。

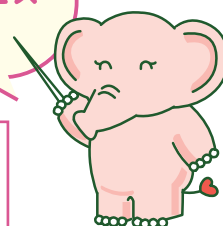
協会けんぽから、手続に必要となる認定情報の提供を受けるに当たり、情報の取得は個人情報保護法の第三者提供に該当することとなります。つきましては、この取り扱いに同意いただけない場合は、申出期間中に、指定された方法により不同意である旨の申し出をお願いします。

【注意事項：必ずお読みください】

- ※1 同意いただける場合は申出不要です（申出期間中に不同意の申し出がない場合は、同意が得られたものとさせていただきます。）。
- ※2 不同意の場合には、被扶養者の認定・保険証の発行は自動で行われません（ご自身で改めて通常の申請手続を行っていただく必要があります。）。
- ※3 社員ご本人様だけでなく被扶養者となっているご家族（以下「社員等」という。）のうちお一人でも不同意の場合は、全員「不同意」（上記※2）の取り扱いとさせていただきますのでご注意ください。
- ※4 同意及び不同意については、申出期間中であれば、社員等からの申し出により、いつでも変更することができます。
- ※5 本同意に基づき、協会けんぽから9月初旬を目途に認定情報の提供を受けますが、万一、9月末時点で雇用が終了してしまった場合には、当組合において速やかに責任をもって個人情報を削除いたしますので、併せて、ご承知おき願います。

対象者、申出期間等の
詳細については
ホームページでお知らせしています。

ホームページは
こちらからアクセス
できます！

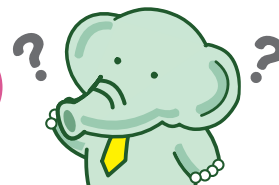


被扶養者証の発行停止申請について

協会けんぽの被扶養者で、共済組合の被扶養者の認定条件を満たしていない場合でも、被扶養者データの提供に同意いただけた場合は、被扶養者証が原則手続き不要で発行されます（申出期間中に「同意しない」旨の意思表示がない場合は、同意が得られたものとさせていただきます。）。

条件を満たしていない方は、事前に発行停止の申請が必要となりますので、以下のことが判明した場合は、速やかに被扶養者証の発行停止申請をお願いします。

どうやって確認するの？



被扶養者の方について以下の項目にあてはまるものはありますか？

- ☐ 別居している曾祖父母
- ☐ 60歳未満で、日額3,612円、月額108,334円、年収が130万円以上の収入がある
- ☐ 60歳以上で、公的年金の受給がなく、年額130万円以上の収入がある
- ☐ 60歳以上で、公的年金の受給があり、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- ☐ 障害年金を受給していて、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- ☐ 公的年金の受給がなく、雇用保険給付を日額3,612円以上受給している又は受給する
- ☐ 公的年金の受給があり、雇用保険給付を日額5,000円以上受給している又は受給する
- ☐ 別居している家族の収入額以上の送金（最低送金額5万円）をしていない



1つでも該当する場合は
共済組合へ被扶養者証の発行停止申請が必要です！

申請方法 8月1日にホームページへ掲載予定の特別号Vol.6で詳しくお知らせします。

申請期間 2022年8月1日(月)～8月31日(水)〈消印有効〉

協会けんぽに加入している日本郵政グループ社員の皆さまは、2022年10月3日9時30分からご利用になれます。

電子申請
スタート!

電子申請ご利用のお願い

証明書類の即時発行が可能になります。



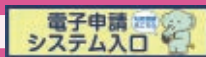
電子申請とは、インターネットを利用して、ご自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）、申請・届出ができる手続き方法です。

申請書類の入手や郵送にかかる手間と、往復の郵送及び書類の受付処理にかかる日数を短縮できるほか、証明書類は即時発行できます。「申請」ボタンを押下後、すぐに証明書のPDFファイルをダウンロードし、ご自宅のプリンター又はコンビニ等のプリントサービスで印刷して使用することができます。

利用登録はこちらから

TOPページ

電子申請ページバナー



利用登録フォーム



●電子申請の対象となるもの ※対象様式は順次追加します。第2弾は2023年1月に追加予定です。

- ① 資格証明書 ② 資格喪失証明書 ③ 共済組合員期間証明書・被扶養者認定期間証明書
- ④ 共済掛金等払込証明書 ⑤ 基礎年金番号の届出

●電子申請が便利な場面（資格証明書の発行申請）

組合員証の発行を待っている
ゆうどう

歯が痛いぞう～
歯医者さんに行きたいけど、組合員証がまだ届かないぞう～



もしも、組合員証が届かないんですけど、どうしても歯医者さんに行きたいんです。

共済組合

資格証明書の発行申請をお願いします。



電子申請の方が郵送より早くて便利ですよ。

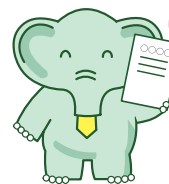
早速、電子申請を使ってみよう！
利用登録をして…「申請」

ポチッ



申請後、すぐ。

資格証明書が発行されたぞう！
早速歯医者さんに行くぞう。



●電子申請システムのご利用に当たって 電子申請をご利用になるには、事前に利用登録が必要です。

～ご利用までの流れ～（所要時間の目安：約5分）

- 1 共済組合ホームページから電子申請にアクセス
- 2 メールアドレスの事前登録 → 登録完了メール受信
- 3 本人確認書類の画像アップロード等
- 4 電子申請利用登録 → 利用登録完了メール受信
- 5 ログイン後、利用開始

記事についての照会は、ホームページのお問い合わせフォームからお願いします。
（電話によるお問い合わせ窓口のご案内は、別途、ホームページでお知らせします。）

TOPページ

お問い合わせ先

お問い合わせフォーム



次号予告

ゆうせい共済特別号Vol.5（Web版）

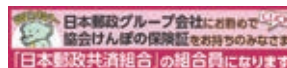
各種給付金、検診費、宿泊助成、
共済貸付等についての紹介

7月11日 ホームページに掲載予定

※掲載日は前後する可能性があります。予めご了承ください。
前後する際にはホームページにて改めて掲載日をお知らせいたします。

詳しくはこちらまで

日本郵政共済組合ホームページ
<https://www.yuseikyosai.or.jp>



TOPページ右側にある
こちらのバナーよりご確認ください。

電話によるお問い合わせ（コールセンター）

☎ 0120-97-8484

受付時間：午前9時～午後6時〔土、日、祝日および年末年始（12/29～1/3）除く〕
※電話番号はお間違のないようお願いいたします。